

◎十二番（渡部優生君） 県民連合議員会の渡部優生でございます。通告により一般質問をさせていただきます。

初めに、東日本大震災及び原子力発電所事故からの復興再生についてであります。

これまで長期間帰還が困難であるとされてきた帰還困難区域について、昨年五月の福島特措法改正により特定復興再生拠点区域の制度が設けられ、国は双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯舘村、葛尾村の六町村の整備計画を認定したところであります。

既に双葉町、大熊町などにおいて除染や解体工事が進んできており、今後インフラ工事が本格化し、住民の帰還に向けた町並みが形となつてあらわれていくことが期待されております。

一方で、拠点区域に入っていない帰還困難区域の方々は生まれ育つた自分の家に戻れない現状にあり、ふるさとに帰りたいという思いに応えるためには、特定復興再生拠点区域の復興はもとより、帰還困難区域全体の復興再生に向けた取り組みが重要であると考えます。

そこで、県は帰還困難区域の復興再生に向け、どのように取り組んでいくのか伺います。

本年三月、国による福島県産農産物等流通実態調査の結果が公表され、県産農林水産物は全体として震災前の価格水準まで回復していない一方で、福島県産を避ける動きは減少しており、積極的に購入するといった声も出ております。県が主催した商談会においても、参加者の約七割が具体的に商談したい県産品があるなど、県産農林水産物への評価も高まっております。

そこで、県は福島県産農産物等の販売力強化にどのように取り組んでいくのか伺います。

東日本大震災と原発事故により特に甚大な被害を受けた十二市町村の避難指示区域を対象として、平成二十八年度から被災者の働く場を確保し、今後の自立、帰還を加速させるため、国は自立・帰還支援雇用創出企業立地補助制度を創設いたしました。

この制度では、避難指示区域等の住民の帰還や自立した生活も目的の一つとしているため、対象となる施設について、製造業の工場等に加え、店舗や社宅など生活関連施設も含まれており、対象地域の復興や住民の帰還を促す意味でも大変大きな役割を担っていると考えております。

しかしながら、これまで行われた二回の公募では、一回目は三十八件の採択が行われましたが、二回目は二十四件の採択にとどまっており、これは避難指示区域等にとって重要な制度の広報が不十分なためではないかと考えます。

そこで、県は自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金の活用促進にどのように取り組んでいくのか伺います。

次に、災害に強い県づくりについてであります。

平成三十年七月豪雨、たび重なる台風の上陸、北海道胆振東部地震等、数十年に一度と言われた大規模災害が頻発しております。お亡くなりになられた方々に対しまして、深い哀悼の意を表しますとともに、被害に遭われた皆様に心からお見舞い申し上げます。

国では、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資するため、平成二十五年十二月に国土強靱化基本法を制定し、県においても本年一月に福島県国土強靱化地域計画を作成しました。頻発する大規模災害に対し、まさに現在災害に強い福島県づくりが求められているところであります。

そこで、知事は国土強靱化地域計画に基づく災害に強い県づくりにどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

東日本大震災の発生した平成二十三年七月、本県ではもう一つ、福島・新潟豪雨という大災害が発生しました。道路や河川、橋やJR只見線など、生活インフラに甚大な被害をもたらしました。

災害から七年がたち、只見線の復旧工事への着手や道路、河川の復旧も順調に進んでいるものとは認識いたしますが、只見川の河川改修については予算の確保や地元説明会、用地交渉等に苦勞していると聞いております。

そこで、県は只見川の河川改修にどのように取り組んでいくのか伺います。

また、同様に被害の大きかった国道二百五十二号については、トンネル等と一体となった復旧・復興を進めていると聞いております。

そこで、県は国道二百五十二号の復旧・復興事業にどのように取り組んでいるのか伺います。

西日本に甚大な被害を及ぼした平成三十年七月豪雨は、平成に入ってから豪雨災害としては初めて死者数が百名を超え、平成最悪の水害と報道されております。

豪雨災害による人的被害を最小限にするためには、市町村長による避難勧告等の適切な発令など、適時的確な防災行動を判断、実施する必要があると思います。そのためには、洪水時の河川氾濫の発生を前提に、洪水時の状況をあらかじめ想定した上で、いつ、誰が、何をするかに着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理する水害対応タイムラインの取り組みが必ずと考えるとおります。

本県における水害対応タイムラインの策定状況は、平成二十九年十月現在において、県管理河川の対象二十九市町村のうち策定済み自治体は一市のみであり、策定が進んでいない状況にあります。平成三十年七月豪雨のよいうな豪雨災害は本県でも起こり得る災害であり、人的被害を最小限に抑えるためには市町村の水害対応タイムラインが不可欠と考えます。

そこで、県は市町村の水害対応タイムラインの策定促進にどのように取り組んでいくのか伺います。

次に、新規高卒者の県内就職率の向上についてであります。人口減少を食い止め、持続可能な県土の発展を維持し、地方創生を推進していくためには、若者の県外流出を食いとめることが重要であります。

新規高卒者は、本県の未来を支えていく人材であります。平成三十年三月の新規高卒者の県内就職率、いわゆる県内留保率は県平均で八〇・八％であり、昨年より二ポイントほどマイナスとなりました。

地域的には、県中地区が八六・二％であり、会津地域は六九・九％と、十ポイント以上の差が生じており、県土の均衡ある発展の視点からも、地域間での格差の是正と県全体の底上げを図っていく必要があります。

そこで、県は新規高卒者の県内就職率の向上にどのように取り組んでいくのか伺います。

次に、商工業振興についてであります。

若者の県内への就業、Ｕターンの促進に向け、県はこれまで産業の振興、雇用の創出を図るため積極的な企業誘致を進め、成果を上げてきたものと認識しております。

しかし、その一方で、その後の経営環境の変化等により、近年は本県から撤退する企業も発生しており、その場合は地域の雇用や経済に大きな影響を与えております。企業が抱える問題点を早目に把握し対応すれば、未然に防止できるケースもあることから、定期的な立地企業との意見交換が重要と考えます。

そこで、県は誘致した企業の事業展開をどのように支援していくのか伺います。

また、県はこれまで新たな時代をリードする新産業として、再生可能エネ

ルギー、医療、ロボット、航空宇宙産業の育成・集積に向け取り組んでおります。

一方で、リーマン・ショックや震災以降、これまで東北地域において進められてきた自動車関連産業などの裾野が広い従来からのものづくり産業において、福島県はサプライチェーンからの分断があると指摘されております。そのため、自動車関連産業などのものづくり産業においても、サプライチェーンの再構築に向け、積極的な企業誘致が必要であると考えます。さらに、地域の中で連携して事業拡大を図ることができるようなネットワークを成長産業のみならず、既存のものづくり産業においても強化することが必要と考えます。

そこで、県は輸送用機械関連産業の集積と企業間の連携強化にどのような取り組んでいくのか伺います。

首都圏大学への進学者など若年層の県外流出が多く、本県の復興及び地方創生のためには魅力ある雇用の場を確保することが課題となっております。現在県内に本店または本社を置く上場企業は十二社ですが、若者のＵターン就職の受け皿をつくり、さらには県内への資本流入による地域経済の活性化を図る上でも県内企業が株式上場を目指すことは重要であると考えます。

そこで、県は県内企業の株式上場に向け、どのように支援しているのか伺います。

次に、農業振興についてであります。

本県農業を取り巻く状況は、全国の傾向以上に農家数の減少や高齢化が進んでおり、将来の本県農業を担う担い手の確保は喫緊の課題となっております。

東日本大震災後、一時減少した本県の新規就農者数は回復傾向にあります

が、水田農業の担い手について見ますと、個々の規模拡大は進んでいるものの、農地の出し手はふえる一方であり、担い手の経営規模は限界に達し、農地を受け切れなくなってきました。本県の農地の大部分を占めるのは水田農業であり、受け手である担い手確保は重要であります。

そこで、県は水田農業の担い手確保にどのように取り組んでいくのか伺います。

また、こうした状況の中、安定的に水田農業経営を続けていくためには、集落営農の取り組みを進めることも重要であります。しかし、集落営農組織の中には、経営が安定せず、世代交代がうまくいかない事例もあります。このため、集落営農組織の法人化を進め安定した経営を実現することにより、雇用を創出し、新たな担い手を確保していくことが重要であると考えております。

そこで、県は集落営農組織の法人化をどのように支援していくのか伺います。

県は昨年度から大手オンラインストア三社、アマゾン、楽天、ヤフーと県産農産物等の販売拡大に取り組んでおり、十五億円以上の売り上げがあったと聞いております。

オンラインストアにおける県産農産物等の販売は、全国の消費者に購入していただく機会を創出するとともに、県産農産物等のおいしさや品質の高さなどの魅力を発信する絶好の機会でもあります。

そこで、県はオンラインストアによる福島県産農産物等の販売拡大にどのように取り組んでいくのか伺います。

次に、観光振興についてであります。

三年間実施したふくしまDCの継続事業として、観光客の入り込みが落ち込む秋から冬にかけてのこ入れは大事であると考えます。

このため、県では昨年度初めて秋、冬に焦点を当てた「福が満開、福のしま。」ふくしま秋・冬観光キャンペーンを実施し、秋、冬の誘客促進を図ってきたところでありますが、さらに成果を上げるには、県内市町村や観光事業者が一体となった観光誘客への取り組みや交通事業者であるＪＲ等との連携も重要と考えます。

そこで、県は昨年度の秋・冬観光キャンペーンの成果を踏まえ、今年度のキャンペーンをどのように展開していくのか伺います。

ことしの初めから八月十五日までの間に日本を訪れた外国人は二千万人を超え、過去最速であった昨年の九月十五日より一カ月早いペースで増加しております。

国では、「明日の日本を支える観光ビジョン」の中で、受け入れ態勢に関する施策について、訪日外国人旅行者がストレスなく快適に満喫できる環境を整備するとしております。

今後本県では二〇二〇年に東京オリンピックの野球・ソフトボール競技開催が控えていることから、外国人観光客の増加が予想されます。外国人観光客が本県滞在時に快適な環境と観光地で情報を得られる環境を整備していくことがより一層求められていると考えます。

そこで、県は外国人観光客の受け入れ環境の整備にどのように取り組んでいくのか伺います。

最後に、教育行政について質問をいたします。

東日本大震災及び原発事故以降、生徒指導上の諸課題が複合化、多様化しております。社会環境が大きく変化する中、こうした諸課題の背景には、インターネットを含む人間関係のトラブルや近年大きな社会問題となっているネット依存症など、さまざまな要因が影響を及ぼしております。そのため、児童生徒にはインターネット上のトラブルやネット依存を未然に防

ぐための情報モラル教育が重要であると考えます。

そこで、県教育委員会は公立小中学校において情報モラル教育にどのような取り組みをしているのか伺います。

少子化が進む本県において、県立高等学校改革は避けて通れない課題となつております。こうした状況を踏まえ、県教育委員会は本年五月に二〇一九年度から二〇二八年度までの十年間を対象期間とした県立高等学校改革基本計画を策定し、改革に着手するとしております。

一方で、高等学校はそれぞれの地域産業の担い手の育成の場であつたり、まちづくりの中核であつたりと、地域の核となつている高等学校も数多くあることから、地域の意見を十分に聞きながら改革を進める必要があるものと考えます。

そこで、県立高等学校の改革に当たっては地域の意見に耳を傾けていくべきと思いますが、県教育委員会の考えを伺います。

県立高等学校入学者選抜制度は、二〇二〇年度入試から、すなわち現在の中学校二年生が受験するときから大きく変わると公表されております。

新たな県立高等学校入学者選抜制度においては、現行のⅠ期、Ⅱ期選抜が統合され、前期選抜となり、志願者全員に学力検査が課されることによつて、受験生が三月までしっかり学習に取り組み、四月からの高校生活へ円滑に進んでいけるようになるかと聞いております。

また、この前期選抜においては、各高等学校が志願してほしい生徒像を具体的に示し、各高等学校の特色に応じて実施する特色選抜と、中学校における学習活動の成果を総合的に見る一般選抜が行われるとお聞きいたします。

現行制度から新制度にスムーズに移行するためには、中学生やその保護者が新制度に戸惑わないように、その特色や趣旨について正しく理解できる

ようにしていく必要があると考えております。

そこで、県教育委員会は県立高等学校の新たな入学者選抜制度をどのように周知していくのか伺います。

学校教育法施行規則に部活動指導員の活用が明記され、指導内容の充実や教職員の多忙化解消が効果として期待されております。しかし、部活動指導員は実技指導のみならず、引率業務、安全、障害予防に関する知識、技能の指導、用具、施設の点検、管理等、これまで部活動顧問が行っていた業務を担うようになることから、適正な人材の確保や学校、地域との連携など課題も多くあるものと認識するところであります。

そこで、県教育委員会は公立中高等学校における部活動指導員の活用にどのように取り組んでいくのか、考えを伺い、私の一般質問とさせていただきます。御清聴ありがとうございます。（拍手）

◎副議長（柳沼純子君）執行部の答弁を求めます。

（知事内堀雅雄君登壇）

◎知事（内堀雅雄君）渡部議員の御質問にお答えいたします。

災害に強い県づくりについてであります。

頻発する大型台風や大きな地震による被害など、近年の災害は大規模化、激甚化の傾向にあります。私は、県民の命を守り、安全・安心な暮らしを確保していくためには、災害の発生を未然に防止することや被害をできる限り軽減することが重要であると考えております。

このため、本年一月、致命的な被害を負わない強さと速やかに回復するしなやかさを備えた県土をつくるため、福島県国土強靱化地域計画を策定し、河川・海岸堤防の整備などのハード対策と防災教育や各種訓練の実施等のソフト対策の両面から、自助、共助、公助が一体となった施策を総合的に推進しているところであります。

今後は、これまでの成果や実績、課題を検証し、より実効性の高い施策に
進化させるとともに、市町村における地域計画の策定に向け、きめ細かな
支援を行うなど、県民はもとより、市町村や関係機関、民間事業者等と連
携協力しながら、オール福島で体制で強くしなやかな県土づくりの推進に
積極的に取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、関係部長等から答弁をさせます。

(商工労働部長橋本明良君登壇)

◎商工労働部長(橋本明良君) お答えいたします。

自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金につきましては、避難指示区域等
の復興を進めるための重要な支援制度であることから、説明会の開催や商
工団体を通じた広報等により制度の周知を図ってきたところであります。

本制度は、店舗等のサービス産業の支援も可能であることから、個別の企
業訪問により周知を図るなど、今後とも国や市町村等と連携し、積極的に
アピールしてまいります。

次に、新規高卒者の県内就職率の向上につきましては、県内企業の魅力を
高校生等に伝えるため、若手社員による講話や保護者向け講演会の開催に
加え、ガイドブックやPR動画による企業情報の発信を行うとともに、関
係団体に対して求人確保の要請を実施してまいりました。

今後とも福島労働局や関係機関と連携し、県内就職率が低い地域における
企業紹介の取り組みを充実させるなど、地域の実情に応じた丁寧な就職対
策を実施し、県内就職率の向上に一層取り組んでまいります。

次に、誘致した企業の事業展開への支援につきましては、定期的な訪問活
動を通じ、企業が抱える課題やニーズを把握するとともに、雇用確保に関
する個別コンサルティングを初め研究開発や事業化への支援、企業立地補
助金を活用した工場増設などの支援に取り組んできたところであります。

今後ともきめ細かな訪問活動により、誘致した企業との信頼関係を深めながら、継続的な事業展開をしっかりと支援してまいります。

次に、輸送用機械関連産業につきましては、裾野が広く、経済波及効果が高いことから、企業立地補助金により新增設を支援するなど、重点業種として集積に取り組んできたほか、県内企業等で構成する協議会においてガイドブックによる企業情報の発信を行うなど、企業間の連携強化に努めてきたところです。

今後は、大手自動車メーカーとの商談会を開催し、取引拡大を支援するほか、次世代の技術ニーズのセミナーを行うなど、輸送用機械関連産業の振興を図ってまいります。

次に、県内企業の株式上場に向けた支援につきましては、社会的信用力等の高い魅力ある上場企業をふやすことにより、学生等の地元雇用の受け皿になるなど、大きなメリットがあるものと考えております。

このため、金融機関と連携し、若手経営者の上場意欲の喚起を図るためのセミナーを開催するとともに、具体的な上場計画のある企業に対しては手続に要する経費の補助を実施しており、今後も県内企業の株式上場に向けた支援にしっかりと取り組んでまいります。

（農林水産部長佐竹 浩君登壇）

◎農林水産部長（佐竹 浩君）お答えいたします。

福島県産農産物等の販売力強化につきましては、トップセールスや「ふくしまプライド。」フェア等の実施により、震災後ほぼ失った首都圏等における本県産米の常設の販売棚が九百店舗を超えるまでに回復しており、引き続き魅力的なパッケージによるイメージ刷新、食品関係事業者への商談会や産地懇談会により、販路開拓に全力で取り組んでまいります。

次に、水田農業の担い手確保につきましては、水田の高度利用や省力化に

よる収益力向上と新規参入の促進が重要であります。

そのため、園芸作物との複合経営による所得向上、ICT技術を導入した水田メガファームの育成、アグリカレッジ福島や農業高校での認証GAP取得を通じた産業としての魅力向上、新規参入者の地域での受け入れ態勢整備の支援、首都圏における就農希望者への情報発信、就農後の実践的な技術研修などにより、担い手確保にしっかりと取り組んでまいります。

次に、集落営農組織の法人化につきましては、農業経営の安定化と持続的な経営体とするため重要であると認識しております。

そのため、福島県農業経営相談所を通じた専門家派遣による法人設立への助言、法人登記の必要経費の助成、事業規模拡大のための機械、施設の導入支援、農地中間管理事業を活用した農地集積、法人としての経営力向上のための相談機能の強化等により、地域農業を支える集落営農組織の法人化を積極的に支援してまいります。

次に、オンラインストアにつきましては、出店者数二百十四、商品数約五千四百、首都圏や関西圏を中心に全国から購入され、販売額は昨年より五十日早く七億円に達しております。

引き続き、新米や肉、旬の果物の販売促進キャンペーン、出店者のスキルアップセミナーの実施、事務代行システムの構築により、販売拡大にしっかりと取り組んでまいります。

（土木部長杉 明彦君登壇）

◎土木部長（杉 明彦君）お答えいたします。

只見川の河川改修につきましては、新潟・福島豪雨により被災した施設の復旧を平成二十六年度までに完了し、再度の災害防止を図るため、平成二十七年に河川整備計画に位置づけた二十四地区のうち、これまでに四地区で工事に着手したところであります。

今後とも国への予算要望を行うとともに、地域住民の理解と発電事業者の協力を得ながら、早期完成に向け、しっかりと取り組んでまいります。

次に、国道二百五十二号につきましては、新潟・福島豪雨で被災した二本木橋のほか二十八カ所で災害復旧事業を実施し、平成二十七年まで全ての箇所が完了したところであります。

また、現在本名バイパスのトンネル工事を初めとする復興事業に取り組んでおり、奥会津における観光や救急医療などを支える安全で信頼性の高い道路となるよう、平成三十年前半の完成を目指し、重点的に整備を進めてまいります。

次に、市町村の水害対応タイムラインにつきましては、県の水災害対策協議会を活用し、水防法に基づき指定した二十九河川について関係市町村と協議を進めており、現在十河川で策定、運用されております。

引き続き、残る十九河川について、策定に向けた課題に関する意見交換や運用実績等の情報共有を図りながら、早期に策定されるよう積極的に支援してまいります。

（避難地域復興局長金成孝典君登壇）

◎避難地域復興局長（金成孝典君）お答えいたします。

帰還困難区域の復興再生につきましては、特定復興再生拠点区域において除染や建物解体を初め双葉駅や夜ノ森駅の整備など、関係機関で構成される推進会議等を通じて課題等を協議し、着実に整備を進めております。

今後もし町村の帰還困難区域の全体構想を国が支援するよう求めるとともに、市町村等と連携し、帰還困難区域全体の復興再生に全力で取り組んでまいります。

（観光交流局長宮村安治君登壇）

◎観光交流局長（宮村安治君）お答えいたします。

秋・冬観光キャンペーンにつきましては、初めて実施した昨年度は前年の秋、冬の観光客数を三十五万人上回る結果となりました。

今年度は、国宝白水阿弥陀堂の夜間拝観、浪江町の復興十日市祭など継続実施する企画に加え、新そば祭りスタンプリーや雪景色を歩いて楽しむツアー、歴史をテーマにした新たな企画などにより来県客の増加を図ってまいります。

次に、外国人観光客の受け入れ環境の整備につきましては、観光協会や温泉組合が地域として取り組む多言語表示や無料Wi-Fi環境の整備に要する経費等に対して支援を行っております。

今後とも外国人観光客への情報提供やキャッシュレス決済に要する機器等の整備を支援することによって受け入れ環境の改善を図り、外国人観光客の誘客促進につなげてまいります。

（教育長鈴木淳一君登壇）

◎教育長（鈴木淳一君）お答えいたします。

情報モラル教育につきましては、昨年度のふくしま高校生スマホサミットの成果を生かし、ネット依存の恐ろしさなど、各学校において発達段階に応じた指導を行うとともに、保護者を対象にした家庭でのルールづくりに関する講演会に講師を派遣しているところであります。

今後とも学校と家庭が連携を図り、児童生徒が主体的に判断して行動できるよう情報モラル教育を積極的に進めてまいります。

次に、県立高等学校改革につきましては、五月に策定した基本計画において、各学校の再編整備を進める場合には、それぞれの学校が地元で果たしてきた役割を十分に踏まえ、地域の関係者から意見を聞きながら進めていくこととしております。

今後は、各地区の学校の具体的な方向性を示す実施計画を策定し、再編対

象とした学校の地元市町村や関係者に説明する場を設けるなど、地域の理解を求めながら丁寧な改革を進める考えであります。

次に、県立高等学校の新たな入学者選抜制度につきましては、対象となる現在の中学二年生やその保護者に周知することが重要であることから、先月生徒全員にリーフレットを配布するとともに、中学校長などに対し説明会を実施し、きめ細かな指導を依頼したところです。

今後は、各高校において志願してほしい生徒像など特色選抜の内容を学校説明会や体験入学等で丁寧に説明し、着実に周知を図ってまいります。

次に、公立中高等学校における部活動指導員につきましては、顧問と同等の業務を担うことから、教職経験者や競技の専門性を有する指導者が求められております。

このため、市町村教育委員会や体育協会、各種競技団体と連携して地域における適切な人材の確保に努めるとともに、部活動指導員の導入による成果等の周知を図り、さらなる活用に務めてまいります。